

# 計測器校正の勘どころ

## 制度編(第2回)・点検用測定器の使用期限

アンリツ計測器カスタムサービス株式会社  
計測標準センター  
山崎 俊雄

### 《はじめに》

今回は、点検用測定器の校正には3つ方法があることをお伝えいたしました。実際に自社内での校正を実施されている方も多く存在していますが、副標準器の定期校正、二次標準の使用期限、校正記録の届出などで、気を付けなければならないポイントがあります。一体どういう点なのか、早速ご説明を始めたいと思います。

#### 1. 検査等事業者の自社内校正

今回は、電波法第二十四条の二第4項第二号のイ～ハで校正した副標準器を保有し、その副標準器を用いて自社内で点検用測定器の校正ができることをお伝えしました。この自社内校正は、社内に副標準器つながる階層化した校正の連鎖を形成することも可能であり、管理する点検用測定器の数が多くなる場合には図1のような階層化による校正のトレーサビリティ体系が組まれることがあります。

#### 2. 校正の有効期限

電波法第二十四条の二第4項第二号では、副標準器および点検用測定器が使用できる期間は、「それらが校正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内」であると決められています。図1の場合、①を平成24年8月10日に校正した場合、①の使用期限は平成25年8月31日までとなります。

通常は①を用いて③を校正しなければなりません。①が一定の条件を満たす場合には、さらに下位の校正階層に②を設けることができます。図1のように、②で③を校正することも可能となる場合があります。

#### 3. 自社内に校正階層を作る場合の注意

例えば、②を平成24年12月10日に校正した場合、「およそ1年」の使用期限を想定すると、平成25年12月31日まで使用できるということになります。しかし、現在の定めでは②の使用期限は①と同一(平成25年8月31日)ということになっています<sup>\*1</sup>。ここは注意しなければならない重要なポイントになっています。

図1の例で、②の使用期限が「およそ1年」であるとしたらどのようなことが起こるでしょうか。②の使用期限が終了する前にさらに下位の測定器を校正する。もし、この連鎖を無限に続けるならば、①の校正は1回だけしか行われぬ、ということになりかねません。

<sup>\*1</sup>: 電波法関係審査基準(総務省訓令第67号第10章第31条)

#### 4. 定期的な校正と事務作業の負担

また、副標準器への校正を実施した後は適切な時期に総務省への届出も行わなければなりません。校正実務、機器管理、事務作業の負担増が懸念されることとなります。また、自社内校正では校正の不確かさや測定器の仕様への配慮も必要となります。これらについては、次回の小欄でご紹介する予定です。

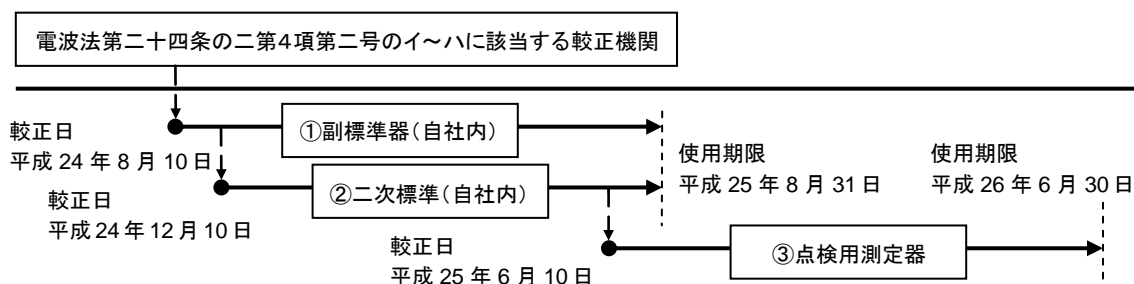


図1 自社内校正のトレーサビリティ体系の例

### チェック!

電波法第二十四条の二第4項第二号のイ～ハで校正した副標準器を用いて点検用測定器の自社内校正ができます。副標準器に連鎖する下位標準器の使用期限は副標準器と同一期日で注意が必要です。